

令和2年7月豪雨で被害を受けた患者さんの取り扱い

【第2報】

令和2年7月豪雨により被害を受けた患者さんの取り扱いについて、次頁以降の通りまとめました。

この内容は令和2年7月16日現在で判明している取扱いを示したものです。なお、7月16日の第1報からの主な変更点を見え消しで表示しています（11-12頁の窓口での案内文案は、溶け込み表示です）。

また、下記の通知が示されていますので、あわせてご確認ください。

- 令和2年(2020年)7月豪雨について(厚労省まとめサイト) <https://bit.ly/2Wn72mz>
- 災害救助法適用地域(随時更新) <https://bit.ly/3eIG4ME>
- 医療「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その2)」(7月16日) <https://bit.ly/3fIMlcw>
- 医療・概算請求・診療報酬Q&A等「令和2年7月豪雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」の一部訂正について(7月14日) <https://bit.ly/301W5mb>
- 「令和2年7月豪雨による被災に関する診療報酬等の按分方法等について」の一部訂正について(7月16日) <https://bit.ly/2Bcl6Ig>
- 介護「令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて(その2)」(7月16日) <https://bit.ly/32xjkg9>
- 公費「令和2年7月3日からの大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(7月5日) <https://bit.ly/3fD5fkS>
- 医療施設等に係る災害復旧費補助金の活用意向の調査(熊本県HP) https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_34466.html
- 災害復旧資金(福祉医療機構) <https://www.wam.go.jp/hp/recovery-tabid-351/>

2020年7月17日
全国保険医団体連合会

I 被災者の保険証などの提示及び窓口負担の特例

1. 被災された方は保険証等が提示できなくても、保険診療が受けられます。
2. 次の①～⑤に該当し、下記「対象保険者一覧」で○のついた保険に加入し、右の区市町村に住所を有する患者さんは、**10月31日までは**窓口でその旨を申し出るだけで、窓口負担が免除となり、医療機関は10割を保険請求します。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
※罹災証明書の提示は必要ありません。
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
3. 下記で×の保険者（区市町村）でも、保険者の判断で医療費が減免されます。この場合、申請には罹災証明等が必要で、免除対象者には保険者から免除証明書が交付されます。受診の際は、免除証明書が必要です。
4. 被災地以外の医療機関に受診した場合も、同様に免除されます。
5. 介護保険についても、上記に準じます。

【対象保険者一覧】

※下線部は7月14日からの変更分。なお健保組合と国保組合は、3～7頁に掲げる保険者に限る。

	医療				介護	実施区市町村名（【 】の日付は災害救助法適用日）
	国保	後期高齢	協会けんぽ	※健保組合 ※国保組合		
長野県	未	○	○	△	未	【7月8日～】松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、宮田村、阿南町、阿智村、下条村、売木村、上松町、南木曾町、王滝村、大桑村、木曾町
岐阜県	○	○	○	△	○	【7月6日～】中津川市、飛騨市、郡上市、下呂市、 <u>高山市、恵那市</u>
島根県	未	未	○	△	未	【7月13日～】江津市
福岡県	○	○	○	△	○	【7月6日～】大牟田市
	○	○	○	△	未	【7月6日～】八女市
	未	○	○	△	○	【7月6日～】久留米市
	未	未	未	△	未	【7月6日～】みやま市
熊本県	○	○	○	△	○	【7月4日～】八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町 【7月6日～】荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町
大分県	<u>○</u>	○	○	△	<u>○</u>	【7月6日～】日田市、由布市、九重町、玖珠町
鹿児島県	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>△</u>	<u>○</u>	<u>【7月4日～】出水市、伊佐市、曾於市</u>
	未	<u>○</u>	○	△	未	【7月4日～】阿久根市、長島町、鹿屋市、志布志市

【一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答した健康保険組合】

(下線は7月14日からの追加分)

ローマ字	<u>ADEKA健康保険組合、ANAウイングス健康保険組合、ANAグループ健康保険組合、azbilグループ健康保険組合、C&Rグループ健康保険組合、CTCグループ健康保険組合、DOWA健康保険組合、GLV健康保険組合、GWA健康保険組合、H.U.グループ健康保険組合、HOYA健康保険組合、IHG・ANAホテルズ健康保険組合、IHIグループ健康保険組合、JMA健康保険組合、JVCケンウッド健康保険組合、JXTGグループ健康保険組合、KOA健康保険組合、KYB健康保険組合、LIXIL健康保険組合、MBK連合健康保険組合、NIPPO健康保険組合、NOK健康保険組合、NTN健康保険組合、SCSK健康保険組合、SK健康保険組合、SMBCファイナンスサービス健康保険組合、T&Dフィナンシャル生命健康保険組合、TCSグループ健康保険組合、TISインテックグループ健康保険組合、TMG健康保険組合、UACJ健康保険組合、USEN-NEXT GROUP健康保険組合</u>
あ	<u>愛三工業健康保険組合、アイシン健康保険組合、愛知県情報サービス産業健康保険組合、愛知県信用金庫健康保険組合、愛知県トラック事業健康保険組合、愛知製鋼健康保険組合、愛鉄連健康保険組合、あおみ建設健康保険組合、青森銀行健康保険組合、青山商事健康保険組合、曙ブレーキ工業健康保険組合、アコム健康保険組合、旭化成健康保険組合、アサヒグループ健康保険組合、朝日新聞健康保険組合、旭ファイバーグラス健康保険組合、味の素健康保険組合、麻生健康保険組合、アビーム健康保険組合、尼崎機械金属健康保険組合、尼崎信用金庫健康保険組合、アマゾンジャパン健康保険組合、アルプス電気健康保険組合</u>
い	<u>飯野健康保険組合、イオン健康保険組合、池田泉州銀行健康保険組合、石川県自動車販売店健康保険組合、イズミグループ健康保険組合、イズミヤグループ健康保険組合、出光興産健康保険組合、伊藤忠連合健康保険組合、イノアック健康保険組合、茨城県自動車販売健康保険組合、茨城県農協健康保険組合、イマジカ健康保険組合、井門エンタープライズ健康保険組合、岩手銀行健康保険組合、印刷製本包装機械健康保険組合</u>
う	<u>宇部興産健康保険組合、ウラベ健康保険組合</u>
え	<u>エア・ウォーター健康保険組合、永大産業健康保険組合、エーアンドエーマテリアル健康保険組合、エクセディ健康保険組合、エヌ・ティ・ティ健康保険組合、荏原健康保険組合、エム・オー・エー健康保険組合、遠州鉄道健康保険組合</u>
お	<u>王子製紙健康保険組合、オークマ健康保険組合、大阪織物商健康保険組合、大阪機械工具商健康保険組合、大阪金属問屋健康保険組合、大阪工作機械健康保険組合、大阪港湾健康保険組合、大阪産業機械工業健康保険組合、大阪紙商健康保険組合、大阪自転車健康保険組合、大阪自動車整備健康保険組合、大阪食糧連合健康保険組合、大阪装粧健康保険組合、大阪鉄商健康保険組合、大阪府貨物運送健康保険組合、大阪府管工事業健康保険組合、大阪府建築健康保険組合、大阪婦人子供既製服健康保険組合、大阪府石油健康保険組合、大阪府電気工事健康保険組合、大阪府電設工業健康保険組合、大阪線材製品健康保険組合、大阪薬業健康保険組合、大阪読売健康保険組合、大沢健康保険組合、沖電気工業健康保険組合、沖縄電力健康保険組合、オムロン健康保険組合、オリジン健康保険組合、オリンパス健康保険組合</u>
か	<u>海空運健康保険組合、外国運輸金融健康保険組合、花王健康保険組合、科学技術健康保険</u>

	<p>組合、河西工業健康保険組合、<u>片倉健康保険組合</u>、<u>学研健康保険組合</u>、<u>神奈川運輸業健康保険組合</u>、<u>神奈川県医療従事者健康保険組合</u>、<u>神奈川県機器健康保険組合</u>、<u>神奈川県建設業健康保険組合</u>、<u>神奈川県自動車整備健康保険組合</u>、<u>神奈川県食品製造健康保険組合</u>、<u>神奈川県石油業健康保険組合</u>、<u>神奈川県鉄工業健康保険組合</u>、<u>神奈川県電設健康保険組合</u>、<u>神奈川県プラスチック事業健康保険組合</u>、<u>カネカ健康保険組合</u>、<u>川口工業健康保険組合</u>、<u>川崎汽船健康保険組合</u>、<u>川崎重工業健康保険組合</u>、<u>玩具人形健康保険組合</u>、<u>がん研究会健康保険組合</u>、<u>管工業健康保険組合</u>、<u>観光産業健康保険組合</u>、<u>関西文紙情報産業健康保険組合</u>、<u>関西ペイント健康保険組合</u>、<u>関東IT ソフトウェア健康保険組合</u>、<u>関東信用組合連合健康保険組合</u>、<u>関東百貨店健康保険組合</u></p>
き	<p><u>機缶健康保険組合</u>、<u>キクチ健康保険組合</u>、<u>北関東しんきん健康保険組合</u>、<u>キタムラ健康保険組合</u>、<u>キッセイ健康保険組合</u>、<u>岐阜信用金庫健康保険組合</u>、<u>岐阜繊維健康保険組合</u>、<u>紀文健康保険組合</u>、<u>君津製鉄所関連健康保険組合</u>、<u>九州電力健康保険組合</u>、<u>キューピー・アフハタ健康保険組合</u>、<u>共栄火災健康保険組合</u>、<u>紀陽銀行健康保険組合</u>、<u>京三製作所健康保険組合</u>、<u>京都銀行健康保険組合</u>、<u>京都信用金庫健康保険組合</u>、<u>京都中央信用金庫健康保険組合</u>、<u>京都府農協健康保険組合</u>、<u>極東開発健康保険組合</u>、<u>きらぼし銀行健康保険組合</u>、<u>キリンビール健康保険組合</u>、<u>近畿化粧品健康保険組合</u>、<u>近畿電子産業健康保険組合</u>、<u>近畿日本鉄道健康保険組合</u>、<u>近畿日本ツーリスト健康保険組合</u></p>
く	<p><u>クボタ健康保険組合</u>、<u>熊本銀行健康保険組合</u>、<u>熊本県自動車販売店健康保険組合</u>、<u>倉敷中央病院健康保険組合</u>、<u>倉紡健康保険組合</u>、<u>グリコ健康保険組合</u>、<u>島どっく健康保険組合</u>、<u>くろがね健康保険組合</u>、<u>グンゼ健康保険組合</u>、<u>群馬銀行健康保険組合</u>、<u>群馬県農業団体健康保険組合</u></p>
け	<p><u>計機健康保険組合</u>、<u>経済産業関係法人健康保険組合</u>、<u>経済団体健康保険組合</u>、<u>京阪グループ健康保険組合</u>、<u>ケー・ティー・シーグループ健康保険組合</u></p>
こ	<p><u>小糸健康保険組合</u>、<u>工機ホールディングス健康保険組合</u>、<u>公庫関係健康保険組合</u>、<u>甲信越しんきん健康保険組合</u>、<u>鴻池健康保険組合</u>、<u>神戸製鋼所健康保険組合</u>、<u>神戸電鉄健康保険組合</u>、<u>ゴールドウイン健康保険組合</u>、<u>コカ・コーラボトラーズジャパン健康保険組合</u>、<u>小倉記念病院健康保険組合</u>、<u>小松製作所健康保険組合</u>、<u>コムシスホールディングス健康保険組合</u>、<u>五洋建設健康保険組合</u>、<u>雇用支援機構健康保険組合</u>、<u>コロナ健康保険組合</u>、<u>近藤紡績健康保険組合</u></p>
さ	<p><u>サーラグループ健康保険組合</u>、<u>埼玉県農協健康保険組合</u>、<u>酒フーズ健康保険組合</u>、<u>サザビーリーグ健康保険組合</u>、<u>佐藤工業健康保険組合</u>、<u>サノヤス健康保険組合</u>、<u>山陰自動車業健康保険組合</u>、<u>三機工業健康保険組合</u>、<u>三岐しんきん健康保険組合</u>、<u>産業機械健康保険組合</u>、<u>サンデン健康保険組合</u>、<u>サントリー健康保険組合</u>、<u>三陽商会健康保険組合</u></p>
し	<p><u>シーイーシー健康保険組合</u>、<u>シーガイアフェニックス健康保険組合</u>、<u>ジェイアールグループ健康保険組合</u>、<u>ジェイティ健康保険組合</u>、<u>ジェイテクト健康保険組合</u>、<u>ジェーシービー健康保険組合</u>、<u>塩野義健康保険組合</u>、<u>静岡県金属工業健康保険組合</u>、<u>静岡県西部機械工業健康保険組合</u>、<u>静岡県中部機械工業健康保険組合</u>、<u>静岡県電気工事業健康保険組合</u>、<u>静岡県東部機械工業健康保険組合</u>、<u>静岡県トラック運送健康保険組合</u>、<u>資生堂健康保険組合</u>、<u>自動車振興会健康保険組合</u>、<u>芝浦機械健康保険組合</u>、<u>シバタ工業健康保険組合</u>、<u>ジブラルタ健康保険組合</u>、<u>島津製作所健康保険組合</u>、<u>シミックグループ健康保険組合</u>、<u>シャープ健</u></p>

	<u>康保険組合、ジャパンビバレッジ健康保険組合、住宅金融支援機構健康保険組合、出版健康保険組合、商船三井健康保険組合、松竹健康保険組合、昭和産業健康保険組合、昭和電工健康保険組合、昭和飛行機健康保険組合、信越化学健康保険組合、神鋼商事健康保険組合、新生銀行健康保険組合</u>
す	<u>すかいらくグループ健康保険組合、スクロール健康保険組合、スズキ健康保険組合、スズケン健康保険組合、住商連合健康保険組合、住友共同電力健康保険組合、住友商事健康保険組合、住友生命健康保険組合、スルガ銀行健康保険組合</u>
せ	<u>製紙工業健康保険組合、西武健康保険組合、聖隷健康保険組合、関ヶ原石材健康保険組合、セコム健康保険組合、セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合、セメント商工健康保険組合、ゼロ健康保険組合、センコー健康保険組合、全国印刷工業健康保険組合、全国外食産業ジェフ健康保険組合、全国硝子業健康保険組合、全国商品取引業健康保険組合、全国信用保証協会健康保険組合、全日本空輸健康保険組合、全農健康保険組合、全労済健康保険組合</u>
そ	<u>総合警備保障健康保険組合、倉庫業健康保険組合、双日健康保険組合、象印マホービン健康保険組合、測量地質健康保険組合、ソニー健康保険組合</u>
た	<u>第一三共グループ健康保険組合、ダイエー健康保険組合、大京健康保険組合、ダイキン工業健康保険組合、大建工業健康保険組合、大広健康保険組合、大正製薬健康保険組合、ダイセル健康保険組合、大東建託健康保険組合、大同生命健康保険組合、大同特殊鋼健康保険組合、大日精化健康保険組合、大日本塗料健康保険組合、大日本印刷健康保険組合、大日本明治製糖健康保険組合、ダイハツ健康保険組合、ダイハツ系連合健康保険組合、大平洋金属健康保険組合、太陽生命健康保険組合、太陽誘電健康保険組合、大和証券グループ健康保険組合、ダイワボウi健康保険組合、高島屋健康保険組合、高田工業所健康保険組合、宝グループ健康保険組合、タカラベルモント健康保険組合、タクマ健康保険組合、ダスキン健康保険組合、タツタ電線健康保険組合、タムラ製作所健康保険組合</u>
ち	<u>地域医療機能推進機構健康保険組合、千葉県トラック健康保険組合、千葉県農協健康保険組合、中央ラジオ・テレビ健康保険組合、中部アイティ産業健康保険組合、中部電力健康保険組合、中部日本放送健康保険組合</u>
つ	<u>通信機器産業健康保険組合、ツガミ健康保険組合、ツカモトグループ健康保険組合、ツルハホールディングス健康保険組合</u>
て	<u>帝人グループ健康保険組合、鉄道弘済会健康保険組合、電興健康保険組合、電設工業健康保険組合、電線工業健康保険組合、デンソー健康保険組合、天理よろづ相談所健康保険組合</u>
と	<u>東亜合成健康保険組合、東亜道路健康保険組合、東海カーボン健康保険組合、東海地区石油業健康保険組合、東京アパレル健康保険組合、東京医科大学健康保険組合、東京エレクトロン健康保険組合、東京応化工業健康保険組合、東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合、東京織物健康保険組合、東京ガス健康保険組合、東京紙商健康保険組合、東京貨物運送健康保険組合、東京機械健康保険組合、東京機器健康保険組合、東京計器健康保険組合、東京化粧品健康保険組合、東京港健康保険組合、東京港運健康保険組合、東京広告業健康保険組合、東京実業健康保険組合、東京自動車教習所健康保険組合、東京自動車サービス健康保険組合、東京証券業健康保険組合、東京スター銀行健康保険組合、東京製綱健康保</u>

	<p> <u>險組合、東京中央卸売市場健康保険組合、東京鐵鋼健康保険組合、東京都医業健康保険組合、東京都家具健康保険組合、東京都金属プレス工業健康保険組合、東京都情報サービス産業健康保険組合、東京都食品健康保険組合、東京都電気工事健康保険組合、東京都土木建築健康保険組合、東京都ニット健康保険組合、東京都農林漁業団体健康保険組合、東京都報道事業健康保険組合、東京都木材産業健康保険組合、東京トラック事業健康保険組合、東京不動産健康保険組合、東京薬業健康保険組合、東芝健康保険組合、東部ゴム健康保険組合、東武鉄道健康保険組合、東プレ健康保険組合、東宝健康保険組合、東邦ガス健康保険組合、東洋製罐健康保険組合、東レ健康保険組合、トータルビューティー健康保険組合、徳洲会健康保険組合、特種東海健康保険組合、栃木銀行健康保険組合、栃木県トラック健康保険組合、トッパングループ健康保険組合、トヨタ関連部品健康保険組合、豊田合成健康保険組合、豊田自動織機健康保険組合、トヨタ自動車健康保険組合、豊田通商健康保険組合、トヨタ販売連合健康保険組合、トランス・コスモス健康保険組合</u> </p>
な	<p> <u>ナイスグループ健康保険組合、ナオリ健康保険組合、長瀬産業健康保険組合、長野県機械金属健康保険組合、名古屋木材健康保険組合、名古屋薬業健康保険組合、ナブテスコグループ健康保険組合、南海電気鉄道健康保険組合、南都銀行健康保険組合</u> </p>
に	<p> <u>ニコン健康保険組合、西日本シティ銀行健康保険組合、西日本新聞社健康保険組合、西日本パッケージング健康保険組、西日本プラスチック工業健康保険、ニチアス健康保険組合、日油健康保険組合、日活健康保険組合、日研グループ健康保険組合、日工健康保険組合、日産自動車健康保険組合、日新健康保険組合、日清オイリオグループ健康保険組、日清製粉健康保険組合、日鉄物産健康保険組合、日東電工健康保険組合、日本合板健康保険組合、日本発条健康保険組合、日本アイ・ビー・エム健康保険組合、日本板硝子健康保険組合、日本金型工業健康保険組合、日本軽金属健康保険組合、日本航空健康保険組合、日本高速道路健康保険組合、日本国土開発健康保険組合健康保険組合、日本コロムビア健康保険組合、日本情報機器健康保険組合、日本情報産業健康保険組合、日本製鋼所健康保険組合、日本製紙健康保険組合、日本製鉄健康保険組合、日本製粉健康保険組合、日本赤十字社健康保険組合、日本電産コパル健康保険組合、日本道路健康保険組合、日本特殊陶業健康保険組合、日本年金機構健康保険組合、日本ハム健康保険組合、日本ペイント健康保険組合、日本放送協会健康保険組合、日本マクドナルド健康保険組合、日本ユニシス健康保険組合</u> </p>
ぬ	<p> <u>農林水産関係法人健康保険組合、ノバルティス健康保険組合、野村健康保険組合、野村証券健康保険組合</u> </p>
は	<p> <u>パーソルキャリア健康保険組合、パイロット健康保険組合、パッケージ工業健康保険組合、パナソニック健康保険組合、バンテック健康保険組合</u> </p>
ひ	<p> <u>肥後銀行健康保険組合、日立健康保険組合、ビックカメラ健康保険組合、日野自動車健康保険組合、百五銀行健康保険組合、百十四銀行健康保険組合、兵庫県運輸業健康保険組合、兵庫県建築健康保険組合、兵庫県信用金庫健康保険組合、兵庫自動車販売店健康保険組合</u> </p>
ふ	<p> <u>フォーラムエンジニアリング健康保険組合、福井銀行健康保険組合、福山通運健康保険組合、不二サッシ健康保険組合、富士車輛健康保険組合、富士ソフト健康保険組合、富士通健康保険組合、富士電機健康保険組合、富士フィルムグループ健康保険組合、不二家健康保険組合、双葉電子健康保険組合、ブラザー健康保険組合、ブリヂストン健康保険組合、プリマハム健康保険組合、古河電工健康保険組合、プルデンシャル健康保険組合</u> </p>

へ	平和堂健康保険組合、 <u>ベネッセグループ健康保険組合</u>
ほ	<u>北陸情報産業健康保険組合、北海道医療健康保険組合、北海道コンピュータ関連産業健康保険組合、北海道信用金庫健康保険組合、北海道農業団体健康保険組合、北國新聞健康保険組合、ボッシュ健康保険組合、保土谷化学健康保険組合、ホトニクス・グループ健康保険組合、ホンダ健康保険組合</u>
ま	前田道路健康保険組合、 <u>マキタ健康保険組合</u> 、マツモトキヨシグループ健康保険組合、 <u>マルハニチロ健康保険組合</u> 、万代健康保険組合
み	<u>三浦グループ健康保険組合、三重県農協健康保険組合、巴川製紙所健康保険組合、ミサワホーム健康保険組合、三井化学健康保険組合、三井住友海上健康保険組合、三井住友トラスト・グループ健康保険、三井物産健康保険組合、ミットヨ健康保険組合、ミツバ健康保険組合、三菱UFJ 銀行健康保険組合、三菱瓦斯化学健康保険組合、三菱自動車健康保険組合、三菱重工健康保険組合、三菱製鋼健康保険組合、三菱製紙健康保険組合、三菱電機健康保険組合、三菱電機ビルテクノサービス健康保険組合、みづほ健康保険組合、宮崎銀行健康保険組合</u>
め	<u>明治グループ健康保険組合、明治安田生命健康保険組合、明電舎健康保険組合、名糖健康保険組合</u>
も	持田製薬健康保険組合、 <u>森永健康保険組合</u>
や	<u>ヤクルト健康保険組合</u> 、安川電機健康保険組合、安田日本興亜健康保険組合、山崎製パン健康保険組合、やまと健康保険組合、ヤマトグループ健康保険組合、 <u>ヤマハ健康保険組合</u>
ゆ	<u>ユーシーシー健康保険組合、雪の聖母会健康保険組合、ユニーグループ健康保険組合、ユニチカ健康保険組合</u>
よ	<u>横河電機健康保険組合、横河ブリッジホールディングス健康保険組合、横浜港運健康保険組合、横浜ゴム健康保険組合、吉野工業所健康保険組合、吉原商品健康保険組合</u>
ら	<u>ライク健康保険組合</u> 、楽天健康保険組合
り	<u>リクルート健康保険組合、理研健康保険組合、リコー三愛グループ健康保険組合、リゾートトラスト健康保険組合</u>
る	<u>ルネサス健康保険組合</u>
れ	レナウングループ健康保険組合、 <u>レンゴー健康保険組合</u>
ろ	ロイヤル健康保険組合、 <u>労働者健康安全機構健康保険組合、ローソン健康保険組合</u>
わ	<u>ワールド健康保険組合、早稲田大学健康保険組合</u>

【国民健康保険組合】（下線は7月14日以降追加分）

全国	<u>全国左官タイル塗装業国民健康保険組合、全国板金業国民健康保険組合、全国建設工業業国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合</u>
岐阜県	岐阜県医師国民健康保険組合、岐阜県建設国民健康保険組合
福岡県	福岡県医師国民健康保険組合、福岡県歯科医師国民健康保険組合、福岡県薬剤師国民健康保険組合
熊本県	熊本県医師国民健康保険組合、熊本県歯科医師国民健康保険組合
大分県	<u>大分県医師国民健康保険組合</u>

Ⅱ 保険証なし受診及び窓口負担免除の場合の医療機関の事務処理

1. 窓口での取り扱い

(1) 被災によって保険証等が提示できなかった方も、保険診療で対応し、保険請求することができます。ただし、下記の内容を確認して診療録等に記録してください。

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者又は被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者である場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

(2) 免除対象保険及び住所の方であって、下記のいずれかを医療機関の窓口で申し立てた方は、窓口負担を免除した上で、後日 10 割を保険請求します。なお、申し立て内容については、診療録等の備考欄に簡潔に記録しておく必要があります。また、厚労省は、「申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい」としています。被保険者証等が提示できない患者さんについては、上記 1 の記録を併せて行います。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

2. 診療報酬等の請求の取扱い

(1) 被保険者証等を提示せずに受診した患者に係る請求の取扱い

- ① 医療機関は、「受診の際に確認した被保険者の事業所等や、当該患者が過去に受診した医療機関への問い合わせ」や「医療機関窓口での確認」等を行い、可能な限り保険者等を記載する。
- ② 保険者を特定できた場合は、当該保険者番号をレセプトの所定の欄に記載する。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合は当該記号・番号を記載し、確認できない場合は明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載する。
- ③ 保険者を特定できない場合は、「住所」又は「事業所名（患者に確認できた場合は、連絡先も）」について明細書の欄外上部に記載した上で、国保連と支払基金で別々にレセプトを束ねて請求する。また、提出先が不明なレセプトについては、医療機関の判断で基金と国保のどちらかに提出する。
- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法について、国保連分は、当該不明分の診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分して

それぞれ診療報酬請求書を作成すること)で記載する。支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定の旨を明示し、その横に一括して所定事項(件数、診療実日数及び点数等)を記載する。

※ただし、国保連により取扱いが異なる場合があるため、可能な限り確認して下さい。

(2) 一部負担金の免除、徴収猶予の措置を受けた患者の取扱い

- ① 一部負担金の免除、徴収猶予の措置を講じられた患者については、当該措置の対象となる明細書と対象とならない明細書を別にして請求する。
- ② 免除、徴収猶予の措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「**災1**」と記載するとともに、同一の患者について、措置の対象となる明細書と対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出する。
- ③ ただし、同一の患者について、措置の対象となる診療と対象とならない診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「**災2**」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載する。
- ④ 入院分について、例えば月末に10月診療分の支払を一括して受けるような場合であっても、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、災害以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなってからの診療分であることに留意する。
また、外来分についても同様に、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、災害以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなってからの診療分であることに留意する。
- ⑤ 減免、徴収猶予の措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)に基づき記載する。

<参考>明細書の減額割合等の記載について

○入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項

(1) 健康保険、国民健康保険及び退職者医療の場合は、患者の負担額が「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」単位で減額される場合には、減額後の一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲む。

また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲む。

(2) 後期高齢者医療の場合で、高齢者医療確保法第69条第1項の規定に基づき広域連合長から一部負担金の減額を受けた者の場合は、「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」の単位で減額される場合には、減額後の一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲む。また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲む。

(3) 電子レセプトの記録に係る留意事項

- ① 保険者を特定できた場合
保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合

- ア. 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- イ. 被保険者証の「記号」は記録しない。
- ウ. 「番号」は「999999999（9桁）」を記録する。
- エ. 「摘要」欄の先頭に「不詳」を記録する。
- オ. 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

② 保険者を特定できない場合

- ア. 「保険者番号」は「999999998桁）」を記録する。
- イ. 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- ウ. 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、上記（1）と同様「記号」は記録せず、「番号」は「999999999（9桁）」を記録する、摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

③ 上記（2）の②で、「明細書の欄外上部に赤色で**災1**と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に**災1**と記録する」こと。

また、③で「**災2**と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード（「2 免除」、「3 支払猶予」）、摘要欄の先頭に**災2**と記録する」こと。

※システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求する。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。

令和2年7月豪雨で被災された方へ 全国の医療機関で下記の扱いとなります

1 被災された全ての方

保険証をお持ちになれない場合でも、窓口で下記を申し出れば、保険診療が受けられます

- ★お名前、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先（電話番号等）を窓口でお伝え下さい。
- ★国民健康保険又は後期高齢者医療の患者様については、お名前、生年月日、住所及び連絡先（電話番号等）を、国民健康保険組合の患者様の場合は、加えて組合名をお伝え下さい。
- ★公費負担医療の受給者の方で、受給者証等を紛失あるいは家庭に残して避難しているなどの場合は、お名前、生年月日、住所及び連絡先（電話番号等）の他、公費の各制度の対象者であることを申し出て下さい。

2 窓口負担が無料となる方（著しい被害を受けた方）

（1）下表の保険に加入して実施区市町村に住所を有する方が、①～⑤のいずれかに該当する場合は、その旨を申し出ていただければ、窓口負担が免除となります。

入院時食事療養は対象外です。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
※罹災証明書の提示は必要ありません。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

	医療				介護	実施区市町村名（【 】の日付は災害救助法適用日）
	国保	後期高齢	協会けんぽ	※健保組合 ※国保組合		
長野県	未	○	○	△	未	【7月8日～】松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、宮田村、阿南町、阿智村、下条村、売木村、上松町、南木曾町、王滝村、大桑村、木曾町

(次頁に続く)

	医療				介護	実施区市町村名（【 】の日付は災害救助法適用日）
	国保	後期高齢	協会けんぽ	※健保組合 ※国保組合		
長野県	未	○	○	△	未	【7月8日～】松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、宮田村、阿南町、阿智村、下条村、売木村、上松町、南木曾町、王滝村、大桑村、木曾町
岐阜県	○	○	○	△	○	【7月6日～】中津川市、飛騨市、郡上市、下呂市、高山市、恵那市
島根県	未	未	○	△	未	【7月13日～】江津市
福岡県	○	○	○	△	○	【7月6日～】大牟田市
	○	○	○	△	未	【7月6日～】八女市
	未	○	○	△	○	【7月6日～】久留米市
	未	未	未	△	未	【7月6日～】みやま市
熊本県	○	○	○	△	○	【7月4日～】八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
						【7月6日～】荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町
大分県	○	○	○	△	○	【7月6日～】日田市、由布市、九重町、玖珠町
鹿児島県	○	○	○	△	○	【7月4日～】出水市、伊佐市、曾於市
	未	○	○	△	未	【7月4日～】阿久根市、長島町、鹿屋市、志布志市

【※】健康保険組合と国民健康保険組合は、下記ホームページの9頁から34頁に掲載されたものに限りま。

<https://bit.ly/3fIMlcw>

(2) 前述(1)に該当しないが、下記①～④に該当する方は、保険者に申請すれば窓口負担が免除される場合があります。免除対象者には保険者から免除証明書が交付されます。医療機関で免除証明書を提示する必要があります。

入院時食事療養は対象外です。

災害救助法の適用市町村であるか、否かにかかわらず、下記①～④に該当する場合は、保険者の判断で免除を行うことが可能です。

- ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害、凍霜雪害等により農作物の不作、不漁その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ④ 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2020年7月17日現在

